

戸沢村地域活性化起業人募集要領

戸沢村では、令和4年度から、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用して、本村独自の魅力や価値の向上につなげる取り組みを開始することとしました。この取り組みに対し、ご支援ご協力いただける企業を次のとおり募集します。

1. 事業概要

本村と三大都市圏内の企業との間で社員の派遣と村の指定する業務への従事に関する協定を締結したうえで、当該企業の社員（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務するものも含む。）を派遣していただきます。派遣された社員は、本村において、そのノウハウや知見等をいかし、次の分野に係る業務に従事していただきます。

2. 業務内容等

(1) 業務内容（予定）

ふるさと納税分野

(情報の発信充実、効果的なサイト運営、ふるさと納税返礼品の開発 など)

(2) 業務場所（予定）

戸沢村役場まちづくり課

3. 募集定員

1名

4. 業務期間

6ヶ月以上3年未満（ただし、令和6年度以降は、予算成立を条件とします。）

※業務期間のうち、本業務における従事日数は、本村における1ヶ月の開庁日のうち半数以上を求めます。（受入自治体外からのテレワーク等は、従事日数の算定外となります。）

5. 受入年度

令和5年度（受入れの開始月日は、協議のうえ決定します。）

6. 費用負担

社員の派遣・従事等に要する費用として、村が企業に対し年額560万円（社員1名当た

り)を限度として負担します。(派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。千円未満の端数切捨て。)

7. 募集期間

令和5年1月17日から令和5年2月10日

8. 申込手続

様式1の申出書及び履歴書・職務経歴書(任意様式)により、メールにて送信してください。また、申出書を送信した旨の電話連絡を併せてお願いします。

9. 申込資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

(3) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。

(4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

10. 留意事項

地域活性化起業人の要件等の詳細は、地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱(別添2参照)の定めるところによることとします。

11. 選考方法及び契約について

(1) 選考方法

書類選考及び必要に応じて派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と面談を実施し、選考結果を応募者全員へ文書又はメールで通知します。

(2) 契約等について

選定された民間企業等と当村との間で事業に関する協議等を行い、双方が合意した事項について協定及び委託契約を締結します。

12. スケジュール（予定）

項番	手続き等	期限等
(1)	募集要項の公表 質疑受付開始	令和5年 1月17日（火）
(2)	質問書提出締め切り	令和5年 1月25日（水）
(3)	質問書回答	令和5年 1月31日（火）までに 回答
(4)	申込書提出	令和5年 2月10日（金）17:00
(5)	書類選考・面談	令和5年2月中旬～2月下旬
(6)	結果通知	令和4年3月上旬
(7)	協定書の締結	令和5年3月中旬
(8)	業務開始	令和5年4月から

※上記日程は変更する場合があります。変更する場合は、事前に連絡します。

13. 担当部署（書類等提出先）

〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口270番地

戸沢村まちづくり課企画調整係 担当：矢口

TEL：0233-72-2152

FAX：0233-72-2116

電子メールアドレス：kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp

戸沢村公式ウェブサイトアドレス：<http://www.vill.tozawa.yamagata.jp>